

令和7年度第1回一関市下水道事業等経営審議会 会議録

- 1 会議名 令和7年度第1回一関市下水道事業等経営審議会
- 2 開催日時 令和7年10月27日（月）午後2時から午後4時まで
- 3 開催場所 一関市役所 議員全員協議会室
- 4 出席者
 - (1) 委員 菅原繁雄委員（会長）、石川晃委員（副会長）、鈴木千景委員、佐々木英昭委員、皆川かおり委員、橋本京子委員、伊藤峰雄委員
 - ※欠席者 菅原悦子委員、三浦正勝委員、山居淳子委員
 - (2) 事務局 伊東吉光上下水道部長、小山力上下水道部次長兼下水道課長、阿部正則上下水道部次長兼東部上下水道課長、小野寺勝也経営総務課長、大沼誠治下水道課長補佐兼普及係長、氏家知幸下水道課長補佐兼下水道工務係長、小野寺重孝東部上下水道課長補佐兼下水道係長、米田理恵子経営総務課長補佐兼総務係長、加藤智子経営総務課下水道経営係長、小野寺学経営総務課主査、金野蓮経営総務課主任主事、皆川祐二郎経営総務課主事

5 議 題

- (1) 一関市の汚水処理について
- (2) 令和9年度以降の下水道施設整備について

6 公開、非公開の別 公開

7 傍聴者 2名（うち報道機関2名）

8 委嘱状交付

委員の選任による委嘱状を交付した。

9 市長挨拶

今、委嘱状の交付をさせていただいた。改めて2年間、よろしくお願ひしたい。

今日はこの後、諮問をさせていただく。

諮問内容については、令和9年度、再来年からの一関市の下水道事業そのものをどのようにするか下水道エリアをどうするかという話である。

下水道は、普段からお世話になるもののあまり注目されることもない存在であるが、この新年早々、埼玉県の人潮市で発生した事故は記憶に新しいと思う。

あの事故からは特徴的な二つのことが言える。

一つは、あの下水道管は実に巨大な管であるということ。

車がそのまま入るくらいの巨大な管で、一関市にはそんな巨大な管はないが、現場となった埼玉県八潮市は、いくつかの街の下水が集まる最後のところであり、それだけの処理人口があるということである。

もう一つは、あちらの下水道管はずいぶん古いということがある。

下水道というのは実に巨大なインフラである。

巨額の費用をかけて整備し、整備すればそれを維持し続けなければならないし、古くなれば、事故が起きる前にきちんと更新やメンテナンスをしていかなければならないのは皆さんもご承知のとおりである。

一関市で一番古い下水道は、一関地域の町場である。供用開始に向けて実際に整備の計画を作り、供用した場合の処理人口の予測などは、昭和の頃の話であった。

昭和の頃には、将来人口がどんどん減って行って、学校の数も半分になるようなことの予想はできておらず、巨大なお金をかける以上、どちらかという人口は一定程度維持していくあるいは少し増えるかもしれないという予測のもと、インフラ整備を進めた経過があるが、果たしてそれが今その通りかというところと全くそうではない。

八潮市の下水管の大きさが必要になるほどの処理人口は一関にはなく、下水道管もそこまで古くはなっていないが、いずれも昭和の時代に整備を開始したものであるもので、時間が経てば同じように劣化していく。

そうしたところを踏まえて、今までは、長期計画や中期計画によって下水道の整備を進めていたが、本当にこのまま計画通り進めていいのだろうかという考えのもと、その見直しに向けた検討をお願いしたい、ということが本日の諮問の中身となっている。

本当は人口が増えて行って、当初の見込みのとおり市街地もどんどん大きくなり、それに伴って発生する生活排水や汚水の処理は公共下水道という事業手法でもって解決するという流れであればよいのだが、必ずしもそうでもない状況がある。であれば、別の方法で毎日の暮らしの利便性をキープしていくということを考えなくてはならなくなってきたと思っている。

八潮市の事故というのは、日本の全体の人口がどうなっていくのか、戦後80年が経ち、都市化が進みインフラ整備をしてきたが、そうしたものが今後どうなっていくかということ、私達に教えてくれるような事故だったと思っている。

本日は下水道について、皆様から色々な面からご検討いただきたい。ずっとこの先々を想像してみた上で、様々なご意見をいただければありがたいと思っているので、よろしくをお願いしたい。

10 菅原会長挨拶

一関市においては、長くから下水道、それから集落排水、そして浄化槽などの多様な汚水処理方式を組み合わせて汚水を浄化し、川や海への放流基準を満たしたうえで迅速に排水することで、私達が生活する上で重要な公衆衛生の向上それから豊かな水資源の確保、そして生活の質の確保そして災害への備えなど、それらの整備を進めている。

委員の皆様とともに、この一関市下水道事業等経営審議会のスムーズな進行に努めてまいりたいので、よろしくお願ひしたい。

11 石川副会長挨拶

一関市排水設備指定工事店会の会長を務めております。皆様方とわかり合えるように情報交換してまいりたいので、よろしくお願ひしたい。

12 審議内容

(1) 一関市の汚水処理について

事務局から資料に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 19ページ20ページの、汚水処理計画の目標のところ、水洗化人口割合が令和6年度70.5%に対して水洗化率は令和6年で92.3%となっているが、この違いは何か。

事務局 水洗化人口割合は、実際に水洗化をした人の人口を市全体の人口で割って算出した数値であり、市全体の人口に対してどれくらいの人が水洗化をしているかというような割合となる。

水洗化率は、下水道あるいは農業集落排水が整備された区域の中で、実際に水洗化をした人の割合である。

委員 下水道が整備された区域と、全体の人口とで算出しているということか。

事務局 そのとおり。

委員 逆に、下水道が整備された区域でやっと92%ということだが、市全体でみるとどうなるか。

事務局 市全体でみると目標74.2%に対し令和6年度の実績は70.5%となっている。

委員 了解した。

あともう一点。下水道と農業集落排水との違いがわからないのだが、ご説明願ひたい。

事務局 公共下水道と農業集落排水の制度の違いをご説明申し上げます。

まず、農業集落排水は、農村部における比較的住宅の密集度が低く対象エリアが狭いところで集合処理、いわゆる下水管を入れ終末処理場を設けて汚水処理を行っているものである。具体的には、花泉地域の日形や白崖、大東地域で

は興田・猿沢といった、対象となる戸数が多くない地域で集合処理している事業である。公共下水道は、一関地域の場合、現在整備を進めている赤荻や山目、一関の駅前付近といった、かなり人口も世帯も密集しているところにおいて行っており、規模的には農業集落排水よりも大きい規模を処理している。これらの整備を行うには国からの補助金などを活用して進めているが、補助率も違うなどの制度の違いがある。

ただし、整備内容は同じで、汚水を集めて綺麗にし、川に放流するというところは変わらないところである。

委員 27ページの下水道事業の財政状況のところ、下水道事業で使用料があるが、例えば、水道料金の請求があった際、上下水道ということで上水道代と下水道代と二つ記載があるが、ここに記載のある下水道使用料とは、上下水道両方という意味か。

事務局 こちらは下水道の使用料金となっている。

委員 価格の見直しというところについて、まだそこまで議論は進んでいないということではあるが、下水道料金のみ上げるということか。上下水道に対しての割合を増やすということか。

事務局 下水道会計の使用料であるので、今回検討していくのは下水道料のみの部分となる。

委員 家計を担っている者にとっては、やはり下水道料金が上がるとなると、逆に水洗化しない方がいいのではないかと感じてしまう。下水道料金は使った分に対する率として高いと感じる。

価格を平等に上げるのであれば、水道を使っている方も全体で、例えば下水道代を上げずに、上下水道利用の方全部を上げる方が平等のような気がしている。その辺の話はまだのようなので、一つの声としてお聞きいただければと思う。

事務局 水道は水道料金、下水道は使用料という括りで、それぞれ別な会計で財布が違っており費用なども違うため、それぞれの会計で行っている状況である。水道料金については、令和4年度と令和6年度の2回に分けて料金の改定を行っているところ、下水道についてはこれまで、市町村合併に伴う使用料金の統一のための改定は行ったが、その後は特に改定は行っていないという状況である。

汚水処理に係る費用は使用料で賄うということになるため、その部分が今後の議論のポイントになるかと考えている。現在は一般会計からかなりの補助金をいただいている状況であるので、これらも考えながらこれから検討していく、ということになるかと思う。

(2) 令和9年度以降の下水道施設整備について

事務局から資料に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 最初に説明を受けた中の一関市汚水処理計画に目標値があったが、見直しを踏まえた場合、この目標値はどう変わるか。そこのところをもう一つ検証されてから、見直しをするべきではないかと思う。要は、目標値があって事業を進めてきたのに、事業自体を見直すということは、目標値が変わるということではないのか。現在、岩手県内で指標の順位が9位とか11位となっているなかで、どうなのだろうか。確かに整備の方法は変わるので、それを推進していくとした場合に、その割合も踏まえて考えないといけないのではないのかと思う。

事務局 委員のご発言のとおり、今回のその整備方針を変更することに伴い、目標数値は変更していくことになる。施設整備計画の上にある汚水処理計画が令和8年度で計画期間の満了を迎えるため、改定作業を来年度行う予定としている。その改定作業の中で、この方針にした場合の目標値も次の汚水処理計画で定めることになるため、ご指摘の部分は来年度議論をしていくということになる。

ただし、現在の令和8年度までの計画の目標数値は変更しないこととしたいと考えている。

委員 令和9年度の事業なので、目標値があってこそその事業計画の見直しと考えた。計画見直しありきで目標値を設定するのは、逆ではないのかと思う。

一般企業でいえば、そういう考え方はありえない。

事務局 この汚水処理に限らず市の計画はいろいろあるが、人口の減り具合が相当なスピードできているということも現実であり、それぞれの計画で定めている目標値自体も当初の目標から大きく達成できないといったようなものも相当あるところ、この汚水処理についても同様の内容になってきているというのが、実情である。

いずれにしても、目標値があっての整備計画というのはその通りではあるが、令和9年度からの整備について、令和8年度中には検討結果を計画に載せたいというところもあるので、そういった事情もご理解をいただければと考えている。

委員 今回の評価項目で、住民ニーズについては評価項目から除外と記載があるが、それはニーズを拾ってないのか、何か理由があつてのことか。

事務局 住民ニーズについては、今回評価した項目、例えば宅地化の状況、経費回収率の状況が低い状況にあるため、接続したいという方が仮に多くいたとしても、今後の事業経営を考えると、なかなか難しい状況があるため、今回はこれを除

いて評価させていただいたということである。

委員 では先ほどの説明の中で、住民に説明をするということであったのでよろしくお願ひしたい。

委員 今後の整備予定だった地域というのは、はじめに説明いただいた資料22ページの表中にある26%のことを言っているということによいか。

事務局 お見込みとおりでである。令和9年度以降に整備予定の区域については、その表では、浄化槽のエリアに含まれているということである。

委員 ということは、公共下水道の整備は行わないことで、浄化槽による処理を行っていることを示すこのグレーの部分がどんどん増えていくということによいか。

事務局 お見込みのとおり。

現在令和9年度以降に下水道整備の予定エリアについては、現段階では浄化槽を進めるということで、浄化槽を設置する方に補助金の交付などを行っている状況である。

委員 下水道を設置するためには、1メートル当たりどのくらいの予算がかかるのか。そういった見積もりもされていると思うが、そういったことを含めて、浄化槽に切り替えることによって、いくらかの費用が浮くのか。経営会議であるので、それも目標値の中に入ってくるのではないかと思う。

事務局 下水道の工事費の概算について少しご説明申し上げる。

実は、下水道整備費というのは非常に複雑であり、地形、土質、勾配、交通量、施工時期、全部が工事費に跳ね返ってくる。平らなところに作るよりも勾配があるところに造る方が費用はかかる。一般交通があるところに作るよりも、一般交通が少ないところに作る方が安く済む。そういったものを全部積み上げた上で工事費の概算を出すわけだが、今後令和8年以降整備する地域については、ある程度地形やルートが決まっているので、その地形に準じた工事費で、概算を出している。場所やルートによって、自然流下で汚水を流す設計になるため、例えば逆勾配になるとポンプで押さなければならないとか、そういったことまで含めた上で工事費を出す関係上非常に複雑な概算となっている。アスファルト舗装の厚さによってだけでもだいぶ違ってくるので、その辺を精密な積算をするには、相当な時間と精度で図面を引かなくてはならないが、今は計画段階であるので、本当に概算という形でもっと大まかな積算で工事費を算出しているところである。

委員 今の部分でいくと、令和8年度までの事業は概算を出していたのではないの

か。それで令和9年度の見直しをするという時に、その費用はどういうふうになるのかと思ったところである。

事務局 終わった工事については、工事費が全てはっきりしているのので、概算を出そうと思えば出すことはできる。ただ、これまでの条件とこれからの条件では、人件費の高騰とか、燃料費の高騰も加味していかなくてはならないため、概成している部分の工事費がそのまま使えるということではなく、もう少し精査してみないとわからない状況である。

委員 要は、これから計画を進めるにあたって、計画の見直しと言ったときに、先ほど言った目標値とかそういうことが、今までの計画に対してどれだけの効果を見込めるのか。それが経営戦略だと思う。それがあって令和9年度以降を見直しして、どのくらいの効果が出たかという結果が一つの目標値だと思う。

会長 次回の会議に、事務局から資料の提供をお願いしたい。

委員 これからの計画の中で令和8年度までの整備予定はあるが、令和9年分以降の下水道工事は一切なく、それ以降に関しては、合併浄化槽一本で整備事業をやっていくということか。その整備事業に関して、個別式ではなく公共式でやるのか、そのところはこれからの課題だと思うが、浄化槽を入れていくと浄化槽の維持管理は個人負担になるので、その部分に関して補助金は出るのか。令和9年度以降、下水道工事がなくなるということになれば、浄化槽一本での汚水処理事業になると思うので、今後そのところの検討をお願いしたいと思う。

事務局 まず、1点目の令和9年度以降、下水道工事は一切なくなるのかという質問について、令和8年度までに整備するエリア内について、例えば、私道の沿線の住宅の方々がやりたいということになれば、これまで整備してきたエリアで下水道管工事をすることになる。そういった私道への管の敷設というのは令和9年度以降も出てくると思われる。例えば、現在の整備エリア内での話ではあるが、農地が宅地化され、本管がまだそこまでいってないというケースがあれば、その部分の工事がある可能性はある。あくまで、新たなエリアに下水道管を入れる工事は令和9年度以降はやらないということで考えているものである。それから浄化槽の設置については、現在、大東、川崎、東山に市設置の浄化槽があるが、これは段階的に個人に譲渡している状況であるため、新たに市が設置する予定はないところであり、個人による設置をお願いしたいと考えている。

それから、個人設置の浄化槽の維持管理への補助というお話であるが、現在のところは、維持管理に対しての補助はないところである。あくまで設置に対

しての補助となっているので、今のところは維持管理に対する補助はない状況である。

委員 修繕に関しては補助はあるか。

事務局 修繕に関しては、限度額10万円で補助がある。

委員 補助限度額は下がったのか。

自社で施工した際には最大30万円だったと思うが。

事務局 限度額は、おそらく補助金の創設当時から10万円だったと思う。2万円を超える部分の2分の1に対して限度額が10万円という補助内容である。維持管理というか修繕に対する補助は現在ある。

委員 私の住んでいる興田エリアは、農業集落排水だと思う。

うちの脇に小川が流れているのだが、近所のどこかのお宅から、台所やお風呂を使った後に小川に排水が流れている様子がある。これは接続できるエリアなのに接続していないご家庭ということなのだろうか。その排水は川を汚染しているということなのだろうか。

事務局 おそらく接続していない方だと思うし、流す污水がどのような物なのかわからないが、いわゆる生活雑排水と呼ばれるものは、川には良くないと思う。

委員 その方たちは、下水道料金は支払っていないということか。

委員 下水道料金は使った水の量で算出されているから、支払っていないと思われる。

委員 そういう接続されていない人たちは、本来は接続できるエリアなら接続する義務があるわけで、法律に違反し、川を汚染し、さらに料金も払っていないという、フェアでない状況ということだと思うのだが、義務違反しているということ、その方々は認識されているのだろうか。

委員 それを取り締まる法律はないのではないか。

委員 しかし、一応法律であるのではないのか。

事務局 はっきりお答えできるように今度準備するが、いずれ下水道の区域なり農業集落の区域になれば、負担金なりという制度がまずあって、繋ぐか繋がらないかに限らず納付いただくお金がある。そういったものについても、納めないから差し押さえするとか、そういう話については、そこも後でよく調べてお答えするが、簡単にはできない部分だったと思うので、フェアじゃないというお話であればそのように思われるのも仕方ないと思う。

委員 自主財源がだんだん減っていくというのであれば、そういう方々たちからそれなりのペナルティというか負担金を取るというようなことを、もうそろそろ

言っている時代なのではないかと思う。

13 担当課 上下水道部経営総務課